

社

協

だより



住み慣れた地域で長く暮らしていくために…

越生東二区『幸の会』にて福祉講話を実施しました



先や、介護保険で利用できるサービスの内容について学ぶのと同時に、長く在宅生活を送るためには、介護保険のサービスだけでなく、介護保険以外のサービスや心身の健康を助長する取組み、そして何より地域の方々とのつながりが重要であることをお伝えしました。ご近所同士でのゆるやかな見守りは、病気や認知症などの早期発見と孤立防止につながり、地域にお住いの方一人ひとりが意識して行っていくことで、より長く在宅生活を送ることができます。また、講話内容のまとめとして、ごく身近にありそうな架空の事例について検討するワークショップを行い、必要な支援の内容や留意する点について、参加者の皆さんに考えていただきました。参加者の皆さんからは、「人との心のつながりや、ハリのある生活が大切だと改めて感じた」「相談先や介護サービスの内容について知ることが出来て良かった」など様々なご感想をいただき、充実した時間を過ごすことができました。今後も越生町社会福祉協議会では、福祉にまつわる講話を実施いたしますので、「こんな話が聞きたい！」というご要望がございましたら、是非下記までお問い合わせください。

7月15日(金)に、やまぶき公民館集会室にて、越生東二区にお住まいの方を対象とした在宅介護についての講話を実施しました。越生東二区に属する老人クラブ『幸の会』は、グラウンドゴルフ等のシニアスポーツを実施する他、医療に関する講話を受講するなど、普段の取組みの中でも健康を意識し、いつまでも元気に健康でいられることをモットーに活動されています。

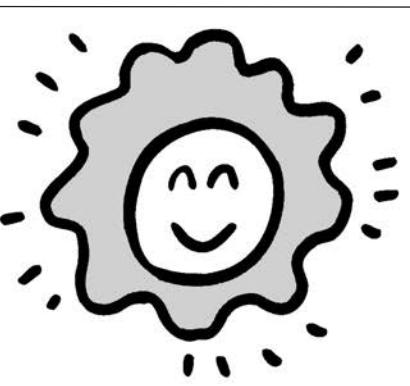
今回の講話では、実際に介護が必要になった場合の相談



発行：社会福祉法人 越生町社会福祉協議会

〒350-0416 越生町大字越生908-12

T E L 292-2977
F A X 292-5616



この社協だよりは再生紙を使用しています。

知っていますか？

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、又は精神障がい等により、意思判断能力が低下したことにより、契約行為等が自ら出来ない方々を対象として、ご本人（成年被後見人等）の意思判断能力の低下の度合いに応じて、「補助」、「保佐」、「後見」という類型別の下、同意（取消）権、代理権を家庭裁判所から付与された成年後見人（後見の審判が下りた場合。補助や保佐の審判が下りた場合には、それぞれ補助人、保佐人と呼びます）が、ご本人の契約行為等を行い、「身上保護」や「財産管理」を行う制度です。

成年後見人（又は補助人、保佐人）は、ご本人に成り代わり次のようなことを行います。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ・不動産の売却や賃貸 | ・預貯金に関する金融機関との取引 |
| ・保険契約の締結や解約 | ・相続の承認や放棄 |
| ・介護契約や医療契約の締結 | ・税金の申告や納付 |
| ・訴訟行為など（代表的な内容のみ抜粋して記載） | |

またこの制度を利用するためには、家庭裁判所への「後見開始の申し立て」を行う必要があります。申立となれる方々は次のような方々です。

- | | | |
|-----------------------|------|----------|
| ・本人（ただし申立類型が補助や保佐の場合） | ・配偶者 | ・4親等内の親族 |
| ・申立人が確保できない場合は市区町村長など | | |

申立費用は約2万円程度となることが多いようです。（家庭裁判所から精神鑑定の必要があると判断された場合は、精神鑑定費用を別途収める必要があります）

「裁判所」や「申し立て」といった言葉を聞くと、しり込みしてしまう方も少なくないかもしれません、社会福祉協議会が支援します。ただし、施設の入所契約や金融機関での払い戻しなど、自ら行うことが出来なくなってしまった場合は、成年後見人を付けるよう関係機関から求められることも少なくありません。制度の利用についてお知りになりたい方は、下記までお問い合わせください。

成年後見センターへご相談ください

越生町社会福祉協議会では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、越生町からの委託を受け越生町成年後見センターの受託運営を行っています。

主な業務内容は次のとおりです。

- | | |
|----------------------------------|--|
| ・広報業務（制度の普及・啓発） | |
| ・相談業務（制度利用の必要性を判断し、適切な申立支援を行うこと） | |
| ・利用促進業務（一部抜粋） | |
| 親族後見人への支援、後見人候補者の紹介、家庭裁判所との連携 | |
| 市民後見人の養成やフォローアップ、協議会運営など | |



成年後見制度の利用を迷われている方には制度説明を行うとともに、そのメリットやデメリットについても説明をいたします。そのうえで、制度を利用したい方には申し立て支援を行うなど、初めて成年後見制度を利用する方にも、安心してご利用いただけるよう支援いたします。

また、適切な後見人候補者が見つからない方には、第三者後見人（社会福祉士や司法書士等）の団体をご紹介するなどして、後見人に就任していただけるよう調整を行います。

ご相談は隨時受付ております。お仕事等で平日の来所が不可能な場合には、事前にご相談いただければ、休日等のご相談受付も行います。簡単な内容のお問い合わせであれば、お電話でのご相談も可能です。本会、権利擁護担当までお問い合わせください。



～校門の前で募金の協力を呼びかけた4日間～

去る7月25日、学校法人一川学園清和学園高等学校生徒会の皆様より「ウクライナ人道危機救援金」のご協力をいただきました。

この救援金は、清和学園の校門の前に生徒が立ち、「ウクライナの方々のためにご協力をお願いします」と呼びかけを行い、集められました。

救援金は55,582円となり、清和学園生徒会長の岩田穂乃花さんが代表となり、社協の窓口にお届けいただきました。(写真)

お預かりいたしました救援金は、越生町役場と日本赤十字社を経由し、ウクライナの戦争難民の方々の救援金として送金させていただきます。

社協では、越生町内の学校と相互に協力し、社会福祉協力校事業として、様々なボランティア活動、福祉教育を支援しております。今後の社協だよりで、町内の各学校の「社会福祉に関する取り組み」を隨時ご紹介させていただく予定です。

今年もご協力を
お願いします!

赤い羽根共同募金



今年も10月1日(土)より赤い羽根共同募金運動がはじまります。越生町内の募金は、約半分が越生町内に配分金として戻ってきます。そして、越生町内の地区サロン・ふれあいいきいきサロンやボランティア団体事業の補助金などに充てられます。その他、公的財源が行き届かない、県内の福祉施設やボランティア活動の費用、国内被災地の災害救援活動にも役立てられます。

以下の募金ボランティアの皆様や事業所（店舗）の方々と一緒に募金のご協力を呼びかけさせていただきますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

募金運動種別	戸別募金	学校募金	職域募金
実施予定日 実施期間	10月1日(土) ～10月31日(月)	10月1日(土) ～10月31日(月)	10月3日(月)
実施場所・エリア	越生町内各地区自治会内	町内小中学校3校 ・高等学校3校	町役場と関係機関各事務所・町内公民館等
募金ボランティア	各地区内役員 ・募金ボランティア	生徒会 ・募金ボランティア他	越生町社会福祉協議会
募金箱設置協力店	ラーメンショップ太郎 ・ ニューサンピア埼玉おごせ ・ ビオリゾート ホテル&スパ オーパークおごせ ・ ウエルシア越生店 その他の事業所や公共機関窓口に設置協力をいただく予定です。		

※順不同・敬称略

ボランティア体験で充実の夏休み!

“夏のボランティア体験プログラム”

夏休み期間を利用して、町内在住・在学の中高生が福祉施設でボランティア体験をする『夏のボランティア体験プログラム事業』を計8名の皆さんのが希望する福祉施設で体験をしました。



おごせ福祉作業の皆さんと請負作業
小林和奏さん（越生中学校1年生）

今年度は『社会福祉法人かえで おごせ福祉作業所』に6名、『株式会社風翠 介護よろずや風の家』に1名、『デイサービス 松風』に1名のボランティアを受け入れていただきました。



いと考えているので、良い体験ができた」「施設の職員の方から教わるだけでなく、利用者さんからも教わることが多くて良い刺激を受けた」といった感想をいただきました。今回ご協力をいただきました施設の皆様、誠にありがとうございました。

なお、事業実施にあたり、一週間前からの検温と体調チェック・マスク着用・手指消毒の徹底を行いつつ実施しました。

見直そう！

自宅にある防災用品～水害編～

最近、豪雨災害のニュースを頻繁に見聞きするようになりました。町内においても7月12日に「記録的短時間大雨情報」が発令され、浸水被害が発生しました。そこで、今号では、社協の防災・災害ボランティア担当より、防災知識の一部をご紹介します。

《非常持ち出し袋と一緒に備える》

- ・レインウェア…大雨で避難する際や自宅のベランダ等で救助を待つ際、雨で低体温症にならないように
- ・長袖長ズボン…冠水した水は汚水を含むので、破傷風等の感染症のリスクを避けるため、長袖長ズボンが良い
- ・冠水した道を歩く場合は運動靴で…長靴は水流が入ると足を取られて危険。側溝やマンホールに転落注意
- ・ペットボトルやポリタンク…空のペットボトル1.5ℓで大人一人が何とか浮く。車用の浮くクッションもある

《命を守る避難行動》

- ・道路縁石が見えない程冠水したら車両通行しない…縁石は高さ15cmで車の排気口の高さは約20cm。水が入るとエンストに留まらず、エンジンが故障する。冠水時は、建物（家や職場）に留まり、垂直避難の判断を
- ・避難する際は複数人で…避難中のアクシデントで助けを呼べるように。一人暮らしのご近所さんにも声かけを

災害ボランティアに
登録しませんか？

社協では、越生町内で災害ボランティアが必要になった際に、迅速にボランティアの受給調整ができるように「災害ボランティア事前登録」を開始しております。

自分自身やご家族を守り、ご近所を気にかけることができるあなた！
登録をお待ちしております。